

「適正な電力取引についての指針」改定案（新旧対照表）

改 定 後	現 行
適正な電力取引についての指針 <u>令和●年●月●日</u> 公正取引委員会 経 済 産 業 省	適正な電力取引についての指針 <u>令和 7 年 1 月 3 1 日</u> 公正取引委員会 経 済 産 業 省
第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 （略） 第二部 適正な電力取引についての指針 I （略） II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 （略） 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （1） （略） （2） （略） （3） 卸電力市場の透明性	第一部 適正な電力取引についての指針の必要性和構成 （略） 第二部 適正な電力取引についての指針 I （略） II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方 1 （略） 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 （1） （略） （2） （略） （3） 卸電力市場の透明性

ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① (略) ② (略) ③ スポット市場における売り札 (略) また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注３）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出なかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。 (略) (注３) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、<u>地域間連系線のスポット市場入札時点における年平均分断発生率が、直近５年間に於いて１０パーセント以上となる年が３年以上継続する場合に、連系線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が２０パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</u> (略)	ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ① (略) ② (略) ③ スポット市場における売り札 (略) また、スポット市場において売り札を入れる事業者のうち、市場支配力を有する可能性の高い事業者（注３）においては、余剰電力の全量を限界費用に基づく価格で入札することが特に強く求められる。したがって、当該事業者がこれに反して、合理的な理由なく、限界費用に基づく価格よりも高い価格で市場に供出した場合や、余剰電力の全量を市場に供出なかった場合においては、下記イ③における「市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと」に該当することが強く推認される一要素となる。 (略) (注３) 市場支配力を有する可能性の高い事業者とは、<u>地域間連系線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が継続して高い連系線（具体的には、北海道本州間連系設備、東京中部間連系設備、及び、中国九州間連系線）により４区分した地理的範囲において、当該範囲における総発電容量に対して保有する発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）が２０パーセントを超える、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者のことをいう。</u> (略)
--	---

附則 本指針の適用

令和●年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、第二部Ⅱ 2（3）ア③注3によらず、以下に該当する事業者について、第二部Ⅱ 2（3）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者とみなす。

電力・ガス取引監視等委員会において、以下の基準*を満たすことを確認した場合には、地域間連系統線のスポット市場入札時における分断発生率の平均を算出する期間（期間A）を1月から3月、3月から6月、6月から12月と段階的に増加させると同時に、当該分断率の継続性を判断する期間（期間B）を1年から2年、2年から3年と増加させる。その上で、判定時の直近5年間の地域間連系統線のスポット市場入札時点において期間Aに基づき算出した分断発生率が10パーセントを超える期間が、期間Bにわたって継続する場合には連系統線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者、又は、当該範囲における主要な供給者（Pivotal Supplier：当該範囲の年間ピーク需要を満たすために当該供給者が保有する供給力が不可欠とされる供給者）と判定される電気事業者。上記の確認は、毎年度行うものとする。

※基準

令和6年度における市場支配力を有する可能性の高い事業者（北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、株式会社 JERA、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社）について、

- ① 判定時の直近1年間において、市場支配力を有する可能性の高い事業者により相場操縦事案等の問題行動が認められないこと（例えば、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告を受けた事業者による再発

附則 本指針の適用

令和7年1月31日の改定後の本指針は、同日から適用する。

市場支配力を有する可能性の高い事業者の判定基準に関する経過措置

当分の間、本指針の適用開始の前月から直近5年間の各月において地域間連系統線のスポット市場入札時点における月別分断発生率が一定の値を超える月がある場合には連系統線は分断しているものとして区分した地理的範囲において、総発電容量の50パーセントを超える発電容量（発電事業者との長期かつ固定的な相対契約により確保している発電容量を含む。）を保有する電気事業者は、第二部Ⅱ 2（3）ア③に規定する市場支配力を有する可能性の高い事業者と判定される電気事業者とみなす。なお、当該一定の値については、5パーセントとし、1年ごとに分断発生状況等を確認した上で見直しを検討する。

防止策が完了したと認められる時期から１年以上が経過している等)

- ② 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者について、第二部Ⅱ（卸売分野等における適正な電力取引の在り方）に規定する望ましい行為を履践していること
- ③ 判定時において、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しない事業者について、電力・ガス取引監視等委員会の調査により、市場価格を操作するための売惜しみ等問題となる行為が認められないこと
- ④ 判定時において、平均化する期間を増加させて市場範囲を画定した場合、市場支配力を有する可能性の高い事業者に該当しなくなる事業者が供給するエリアにおいて、判定時における「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」に基づき、内外無差別な卸売が担保されていること